

## 女性活躍推進法に基づく行動計画

一般財団法人 弘仁会

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(この行動計画においては、「女性活躍推進法」という。)に基づき、女性をはじめとするすべての職員が仕事と生活全般において調和のとれた働きやすい職場環境の整備を目指し、能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年10月1日～平成35年3月31日

### 2. 計画内容

目標1 : 職員及び準職員の超過勤務時間が、月平均4時間を超える月が7割以上となっているので、月平均4時間を超える月を5割以下とする。

対策 : 平成30年10月～

特定の部署、特定の職員、特定の時期(特別な商戦等で接客業務等が繁忙になる時を除く。)に長時間労働とならないよう、部署全体で業務分担の見直しや勤務割振り等を検討

目標2 : 準職員から職員、パートタイム職員から職員又は準職員への転換制度の運用を積極的に行う。

対策 : 退職による新規採用が困難な場合等、即戦力となる適任者を準職員又はパートタイム職員から職員又は準職員への転換を積極的に実施する。